

地理空間情報の活用推進に関する行動計画  
(G空間行動プラン)

施 策 別 概 要 集

平成26年6月  
地理空間情報活用推進会議

## 施策名 電子国土基本図の整備・更新

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、4. (3) ②

各種計画  
との連携

IT戦略

電子国土基本図は基盤地図情報に国土管理等に必要な情報を統合した地図情報、地図と容易に重ね合わせできるように加工したオルソ画像、居住地名や自然地名など位置を検索するためのキーとなる地名情報からなる我が国的基本図であり、国土の適切な管理を行うために不可欠な基本的な地理空間情報として、我が国の領土が明示された地図として、行政・民間を問わず、様々な分野で利用されている。

また、国民に最新の基本図を提供することで公共施設の利用促進に寄与するとともに、行政機関等における電子国土基本図等の活用の促進を通じて行政の効率化・高度化に資するため、電子国土基本図の面的な更新を着実に進めるほか、道路整備者・管理者をはじめとする施設整備者・管理者と連携・協力し、重要な施設の更新を確実かつ迅速に行う。

## &lt;地図の基本となる電子国土基本図の更新&gt;

施策概要  
(背景・目的)

## 《迅速更新》

確実な情報を持つ公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、重要な施設の更新を迅速に実施(右図)。

## 《面的更新》

その他全般にわたり面的に更新。



## 施策目標

国土の変化に対応しつつ、継続的に整備・更新する。

H24

H25

H26

H27

国土の変化に対応しつつ、電子国土基本図を整備・更新する。

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

国土の状況や地名を正確に把握することが可能。行政事務の効率化（行政用地図作成、災害時の応急・復興対応等）。施設利用の利便性の向上（電子国土基本図を用いた公共施設の供用情報の提供）。

## 施策の成果の公表

<http://portal.cyberjapan.jp/>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)

国土地理院 基本図情報部 國土基本情報課 課長補佐

地名情報課 課長補佐

画像調査課 課長補佐

029-864-1111 (内線: 5232・5432・5332)

## 施策名 海域の地理空間情報の整備・提供

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、5 (2) ①

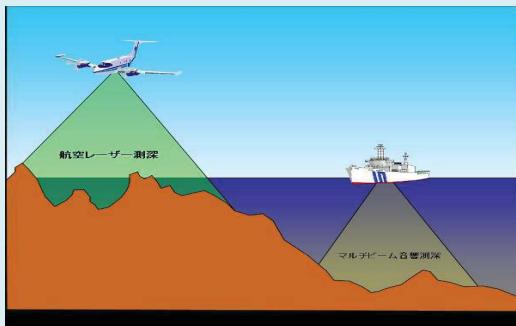
各種計画  
との連携

成長戦略、海洋基本計画

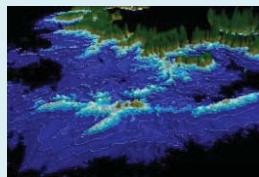
海上保安庁では、測量船に搭載したマルチビーム音響測深機や航空機に搭載した航空レーザー測深機等による広範囲な水深データを収集する体制を構築して海底地形の把握に努めています。また、GPSと海中での音響測距技術を組み合わせて大陸プレートの動きを探る海底地殻変動観測等を実施しています。

このような最新技術を駆使した海洋調査等を実施し、基盤情報の整備を推進して海図等に反映させるとともに、海洋政策の立案等に資するため、当庁が保有する情報をビジュアルに重ね合わせ表示する海洋台帳の整備を進めています。

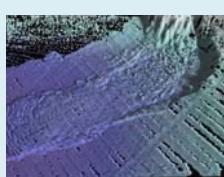
## 航空レーザー測深とマルチビーム測深

施策概要  
(背景・目的)

航空レーザー測深による記録



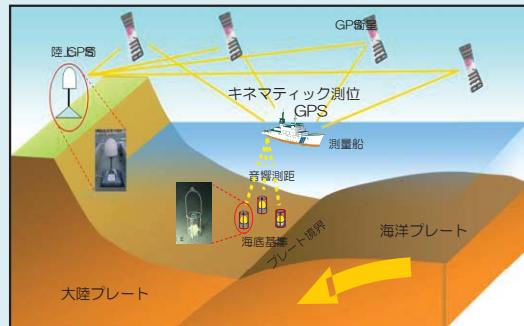
マルチビーム測深による記録



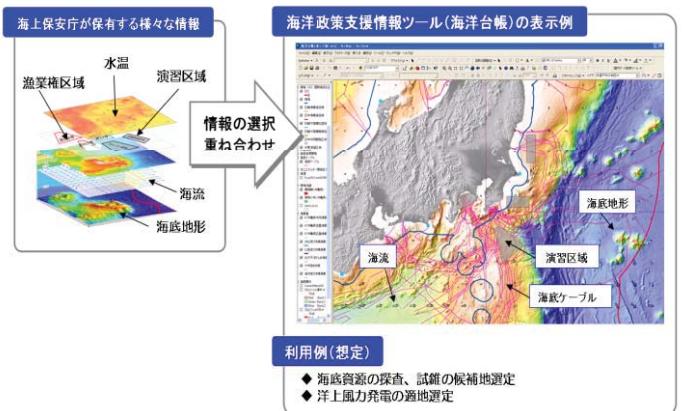
海図



## 海底地殻変動観測



## 海洋台帳（イメージ図）



施策目標

我が国の領海およびEEZにおける海洋調査等を行い基盤情報を整備する。

H24

継続して海洋調査等を実施し基盤情報を整備

海洋台帳を公開

H25

H26

H27

H28

継続して海洋調査等を実施し基盤情報を整備する

工程表  
(各年度の取り組み)

施策の効果

海域の基盤情報を整備することにより、我が国領海及び大陸棚の範囲の決定や、領海及び排他的經濟水域における海洋の利用、開発、環境保全、航海安全、自然災害防止等に資することができる。

施策の成果の公表

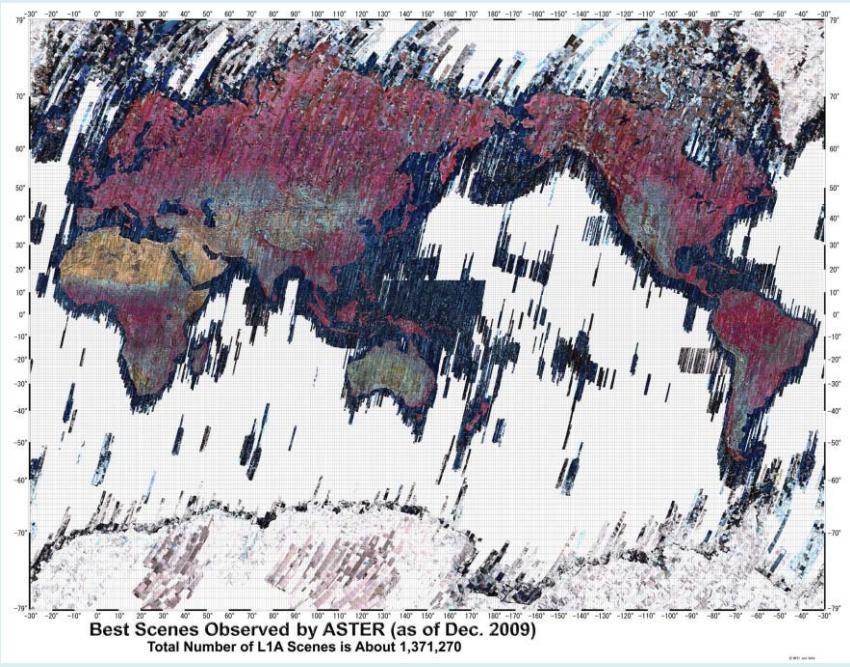
海図等は、航海用刊行物として販売

海洋台帳は、インターネットによる情報提供 (<http://www.kaiyoudaichou.go.jp>)

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)海上保安庁 総務部 政務課 企画係員  
03-3591-6361 (内線: 2143)

施策名		衛星画像の整備・提供（ASTER）				
基本計画 該当箇所	1. (1) ①	各種計画 との連携	成長戦略、宇宙基本計画			
<p>地理空間の高度な活用を可能にするG空間社会を実現するためには、衛星の利用が不可欠である。また、衛星データを定期的に更新し、最新の地理空間情報を把握できる体制を整備することも併せて必要である。</p> <p>そのため経済産業省が開発し、米航空宇宙局の衛星「Terra」に搭載されているセンサー「ASTER」から得られるデータを整備し、これをユーザーに提供する。</p>						
<p><b>施策概要（背景・目的）</b></p>  <p>ASTERTデータを利用し作成された世界地図</p>						
施策目標	取得した衛星画像を利用に必要な加工を実施し、ユーザーに提供することで、衛星画像の高度利用を図る。					
工程表（各年度の取り組み）	<p>H24～H25</p> <p>ASTERの運用、データの整備・提供</p> <p>H26～※</p> <p>ASTERの運用、データの整備・提供</p> <p>※ 衛星の運用期間については米航空宇宙局（NASA）との調整が必要</p>					
施策の効果	衛星画像を整備・提供することにより、高度な地理空間情報を利活用できる社会の実現に貢献するとともに、国民の利便性向上や新産業創出への貢献を目指す。					
施策の成果の公表	<a href="http://www.jspacesystems.or.jp/ersdac/">http://www.jspacesystems.or.jp/ersdac/</a>					
担当府省	経済産業省	所属・役職 連絡先（TEL）	製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室 宇宙企画二係長 03-3501-1511（内線：3844）			

## 施策名 衛星画像の整備・提供（だいち）

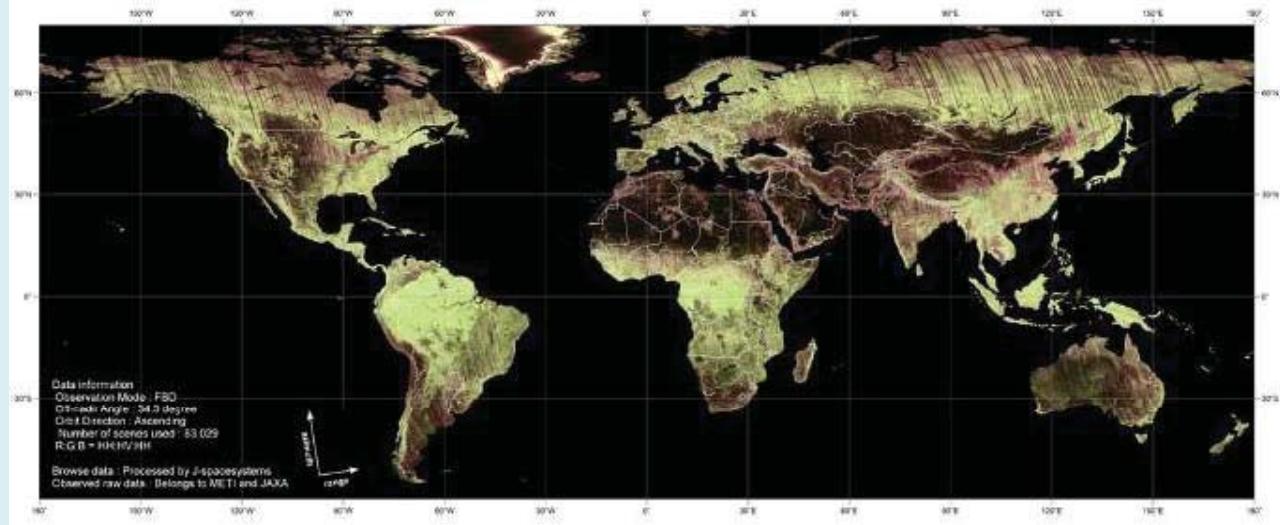
基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

成長戦略、宇宙基本計画

地理空間情報の高度な活用を可能にするG空間社会を実現するためには、衛星の活用が不可欠である。このため、経済産業省では、平成18年1月に打ち上げ、平成23年5月に運用を終了した陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサーPALSARによる衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。

施策概要  
(背景・目的)

PALSARで取得したデータを合成した世界地図

施策目標

取得した衛星画像を利用に必要な加工を行い、ユーザーに提供することで、衛星画像の高度利用を図る。

H24  
～  
H25

PALSARから取得したデータの整備・提供

H26  
～

PALSARの運用、データの整備・提供

工程表  
(各年度の取り組み)

施策の効果

衛星画像を整備・提供することにより、高度な地理空間情報を利活用できる社会の実現に貢献するとともに、国民の利便性向上や新産業創出への貢献を目指す。

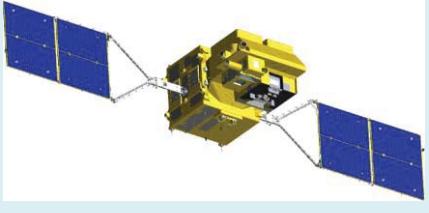
施策の成果の公表

<http://www.jspacesystems.or.jp/ersdac/>

担当府省

経済産業省

所属・役職  
連絡先（TEL）製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室 宇宙企画二係長  
03-3501-1511（内線：3844）

施策名	地球観測衛星の継続的開発、利用実証等			
基本計画 該当箇所	1. (1) ①、4. (4)、 5. (2) ②	各種計画 との連携	成長戦略、宇宙基本計画、復興基本方針、科 学技術基本計画	
<p>陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）のレーダ観測機能を向上したALOS-2や、全球の土地被覆分類等を高頻度に観測する気候変動観測衛星（GCOM-C）等の研究開発・打上げ・運用、及び、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を進める。また、基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、衛星観測データの利用実証を行う。</p>				
施策概要 (背景・目的)	  <p>陸域観測技術衛星2号(ALOS-2) の軌道上イメージ</p> <p>気候変動観測衛星(GCOM-C)の 軌道上イメージ</p> <p>広域と高分解の観測を両立させつつ、「だいち」から性能向上を図ったLバンド合成開口レーダ(SAR)により、「だいち」から引き続いて、災害時の全容把握、国土保全管理などに必要な広域観測を実施</p> <p>平成26年5月24日にH-IIAロケット24号機により打ち上げを実施</p> <p>陸、海洋、雪氷、雲などについて地球全体を観測することによって気候変動を監視 風水害把握・予測への活用のほか、様々な環境変化予測の高精度化に貢献 (平成28年度打ち上げ予定)</p>			
施策目標	ALOS-2、GCOM-C等の研究開発・打上げ・運用、及び、画像処理技術に関する研究開発を行い、リモートセンシング技術の高度化を図る。ALOS-2については平成26年度に打ち上げる。（平成26年5月24日に打ち上げ完了）GCOM-Cについては平成28年度に打ち上げる。また、打ち上げた衛星の観測データを用いて利用実証を行い、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。			
工程表 (各年度の取り組み)	H24	ALOS-2のフライトモデルの製造・試験	GCOM-Cのエンジニアリングモデル・フライトモデルの製造・試験	
	H25	ALOS-2のフライトモデルの製造・試験	GCOM-Cのフライトモデルの製造・試験	
	H26	ALOS-2の打上げ、運用、利用実証	GCOM-Cのフライトモデルの製造・試験	
	H27	ALOS-2の運用、利用実証	GCOM-Cのフライトモデルの製造・試験	
	H28	ALOS-2の運用、利用実証	GCOM-Cの打上げ	
施策の効果	本施策により重要な地理空間情報のひとつとして画像情報が整備・提供されることで、防災、国土管理などの様々な目的に活用される。			
施策の成果の公表	<a href="http://www.satnavi.jaxa.jp/project/alos2/index.html">http://www.satnavi.jaxa.jp/project/alos2/index.html</a>			
担当府省	文部科学省	所属・役職 連絡先（TEL）	研究開発局 宇宙開発利用課 03-6734-4153（直通）	

## 施策名

次世代地球観測センサ等の研究開発

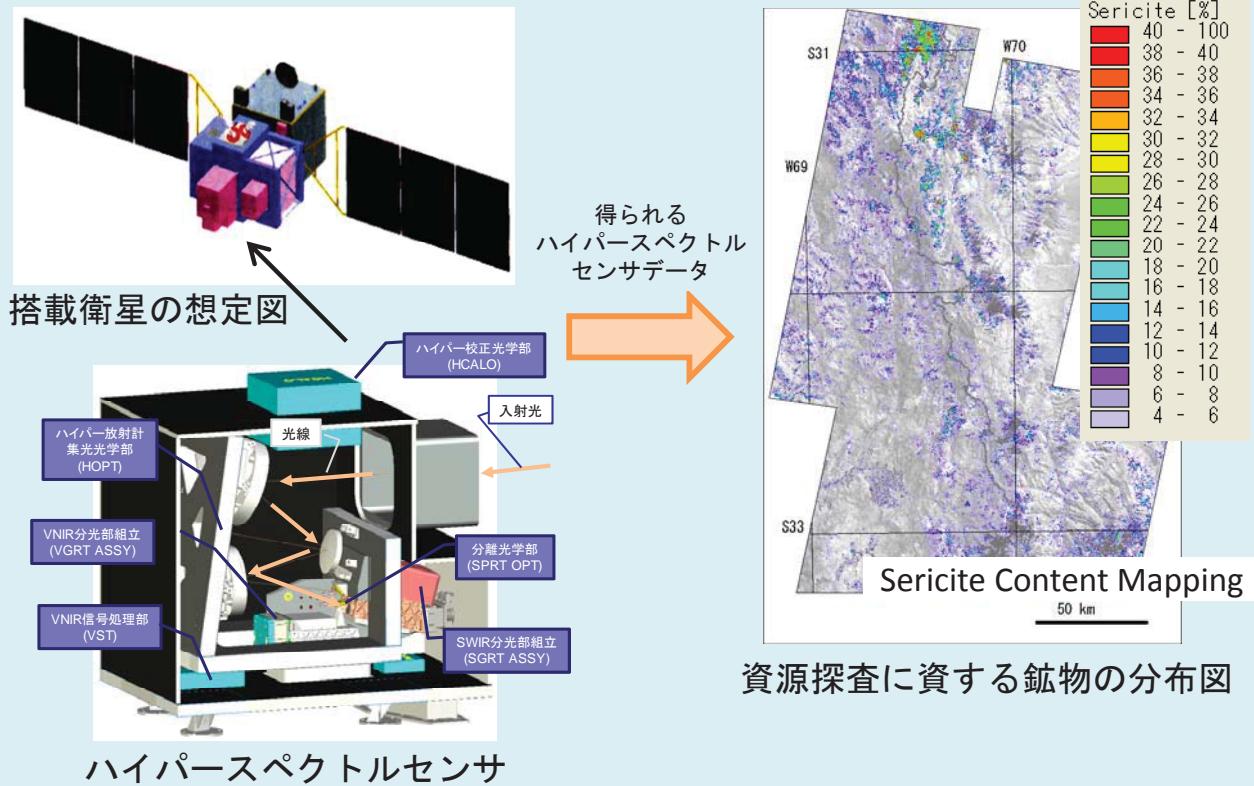
基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、4. (4)

各種計画  
との連携

成長戦略、宇宙基本計画、科学技術基本計画

従来の衛星搭載用光学センサ(ASTER)に比べ、およそ13倍程度の波長分解能を持ち、対象物の特定能力を大幅に向上させたハイパースペクトルセンサを研究開発する。(空間分解能30m、観測幅30km、バンド数185を予定)また、ハイパースペクトルセンサと搭載衛星(ALOS-3を予定)とのインターフェイス調整を行う。さらに、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを活用するために、スペクトルデータを収集し、衛星から得られたデータと照合し、対象物を特定するための基礎データとなるデータベース整備、及び資源、農業、森林、環境等の各分野の利用技術開発を行う。また、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発、地上データ処理システム開発、センサの運用計画策定等を行う。

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

ハイパースペクトルセンサを開発し、資源、農業、森林、環境等の各分野におけるセンサデータの利用促進を図る。

H24

ハイパースペクトルセンサのフライトモデル製作

センサデータの利用技術開発及び校正技術の基本設計、運用計画調査

H25

ハイパースペクトルセンサのフライトモデル試験

センサデータの利用技術開発及び校正技術の詳細設計、運用計画案策定

H26

ハイパースペクトルセンサ搭載衛星とのインターフェイス調整

センサデータの利用技術開発及び校正技術の維持設計、運用計画策定

H27

H28

## 施策の効果

本施策により、国民全体に裨益する情報が提供され、誰もが安心で質の高い社会の実現に貢献できる。

## 施策の成果の公表

[http://www.meti.go.jp/policy/tech\\_evaluation/c00/C0000000H23/120228\\_ucyu2/120228\\_ucyu2.htm](http://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/c00/C0000000H23/120228_ucyu2/120228_ucyu2.htm)

## 担当府省

経済産業省

所属・役職  
連絡先 (TEL)製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室  
03-3501-0973

## 施策名

小型化等による先進的宇宙システムの研究開発

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、4. (4)

各種計画  
との連携

成長戦略、宇宙基本計画

我が国宇宙産業の国際競争力を強化し、国際衛星市場への参入を目指すため、今後、科学、地球観測、安全保障等の分野で活用が進む小型衛星について、大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星の研究開発を行う。

具体的には、ソフトウェアを中心とする統合制御、搭載機器のモジュール化、高機能民生技術の採用（軽量ミラー等）等により、従来の我が国の衛星に比べ、開発・製造コストの低減及び開発期間を短縮し、データ転送速度800Mbps、衛星重量500kg程度を実現する高性能小型衛星（光学分解能：0.5m未満、軌道高度約500km）を開発する。

またあわせて、衛星の追跡管制やデータ受信を省力化する低コスト・小型の地上システムの開発、特定の射場を必要とせず、打上げ機会の増加等が可能であるため、小型衛星の打上げ手段として注目される空中発射システムに関する検討を行う。これらにより、観測データの高頻度取得、高速処理等を図る。

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

大型衛星に劣らない、光学分解能0.5m未満を可能とする小型衛星を開発する。

H24

フライターモデルの開発・製造を実施し、衛星システムとしての各種環境適合試験を行い、設計の妥当性を確認した。

H25

宇宙実証にむけて、打ち上げロケットとのインターフェース調整等を実施した。

H26

小型光学衛星（ASNARO）を打ち上げ宇宙実証を行う。

H27

H28

## 施策の効果

大型衛星にも劣らぬ性能を有する小型光学衛星の開発により、我が国宇宙産業の技術力を強化する。

## 施策の成果の公表

無

## 担当府省

経済産業省

所属・役職  
連絡先（TEL）製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室  
03-3501-0973

## 施策名 国有林における空中写真撮影

基本計画  
該当箇所

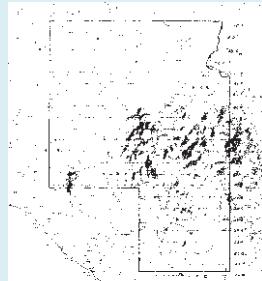
1. (1) ①

各種計画  
との連携

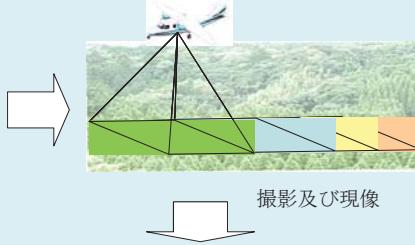
国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。

## 国有林における空中写真撮影

主として国有林が占める地域を計画的に撮影  
(概ね5年を周期として撮影を実施。)



撮影計画



撮影及び現像



空中写真

- ・森林計画の樹立等に活用（森林の現況の把握、過去の写真等との比較など）。

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で主として国有林が占める地域の撮影を行う。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24 第4白滝等12地域の空中写真撮影を行った。

H25 第8日高西部等11地域の空中写真撮影を行う。

H26 第5知床・羅臼等13地域の空中写真撮影を行う。

H27 第8留萌中部等9地域の空中写真撮影を行う。

H28 第4天塩山地等16地域の空中写真撮影を行う。

## 施策の効果

空中写真を活用することにより、国有林野の管理経営を効率的に行う。

## 施策の成果の公表

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kutyu\\_syasin/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kutyu_syasin/index.html)

## 担当府省

農林水産省

所属・役職  
連絡先（TEL）林野庁 経営企画課 地域森林計画調整官  
03-3502-8111（内線：6282）

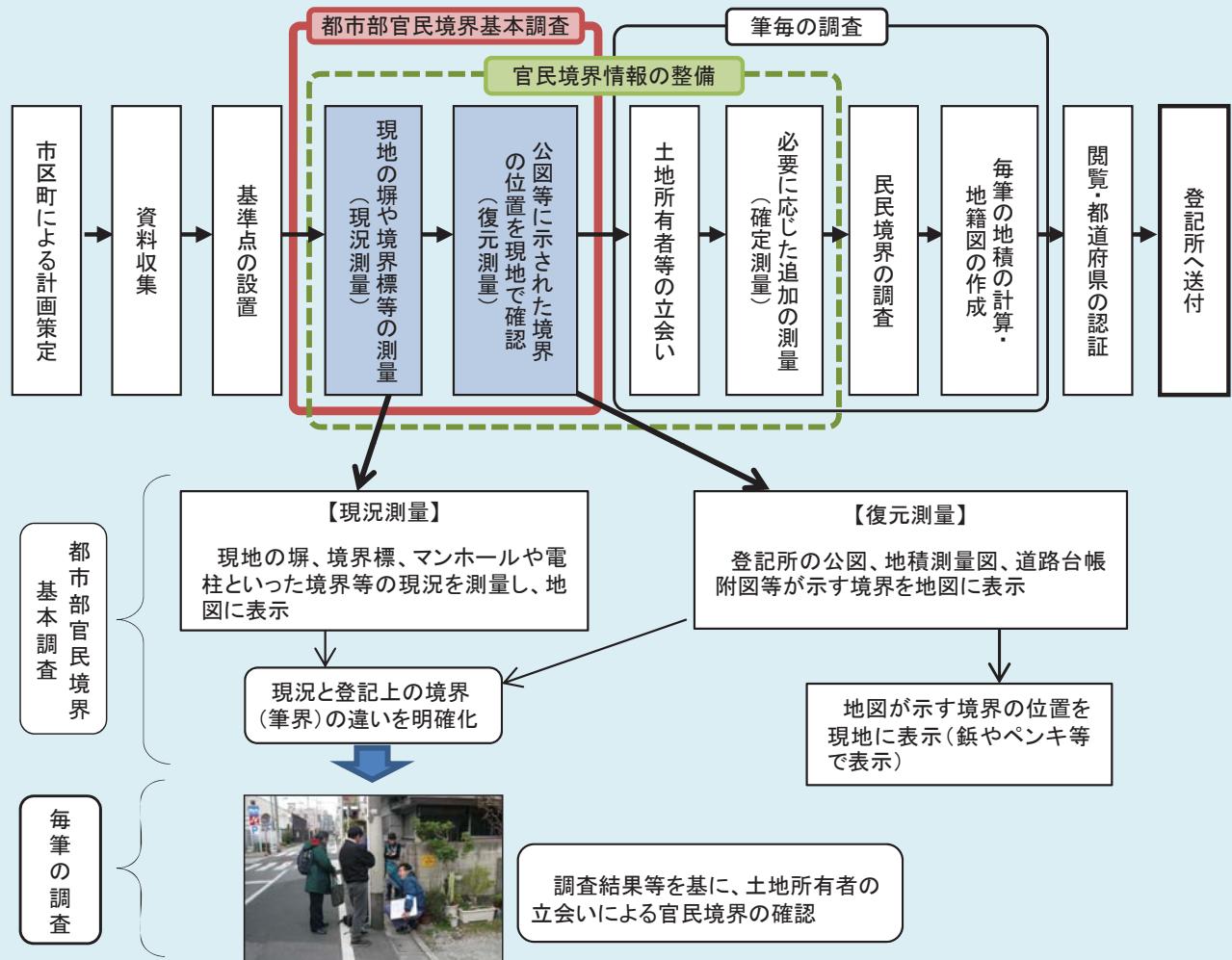
## 施策名 都市部官民境界基本調査の実施

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

市町村等による地籍調査の前段として、官民境界の調査を国が実施することにより、市町村等の負担を軽減し、地籍調査を一層促進する。

施策概要  
(背景・目的)

施策目標

地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、都市部官民境界基本調査の成果を活用して地籍調査の推進を図る。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24

平成24年度は全国で約55km<sup>2</sup>の都市部官民境界基本調査を実施。

H25

平成25年度は全国で約68km<sup>2</sup>の都市部官民境界基本調査を実施。

H26

平成22年度から平成31年度の十箇年において、地籍調査の基礎とするために行う基本調査として、都市部官民境界基本調査を3,250km<sup>2</sup>（内数）の地域で実施する

H27

H28

施策の効果

市町村等による地籍調査の前段として、官民境界の調査を国が実施することにより、市町村等の負担を軽減し、地籍調査を一層促進する。

施策の成果の公表

都市部官民境界基本調査の成果の写しは、都道府県によって一般の閲覧に供される。

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長  
03-5253-8111（内線：30513）

施策名	地籍整備推進調査費補助金による地籍整備		
基本計画 該当箇所	1. (1) ①	各種計画 との連携	
<p>地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地方公共団体や民間事業者等が実施する境界情報整備の経費に対する補助を行う。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>補助制度の概要</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主体 地方公共団体、民間事業者等</li> <li>○ 補助対象 測量成果を地籍整備に活用する場合の測量費等</li> <li>○ 補助率 ・地方公共団体の場合 1/2 ・民間事業者等の場合 1/3(間接補助) ただし、地方公共団体の補助額の1/2が限度 (地方公共団体が補助制度を設けていることが必要) ・民間事業者等の場合 1/3(直接補助)【H25から】</li> </ul> <p>地区要件 人口集中地区、都市計画区域 (地籍調査実施済地域は除く)</p>			
施策概要 (背景・目的)	<p>The diagram shows a central orange box labeled "測量成果" (Measurement Results) with arrows pointing to various applications:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政管理財産の売却のための測量 (Measurement for the sale of administrative management assets)</li> <li>道路寄付申出にかかる測量 (Measurement required for road donation application)</li> <li>開発許可を受けるために行う測量 (Measurement conducted to obtain development permission)</li> <li>市街地再開発事業、区画整理事業の実施に伴う測量 (Measurement accompanying the implementation of urban renewal and zoning regularization projects)</li> <li>公営住宅団地の建替に伴う測量 (Measurement accompanying the reconstruction of public housing complexes)</li> <li>その他筆ごとの測量 (Other individual measurements)</li> </ul> <p>An illustration of a man in a suit pointing towards the text "登記所へ備付け" (Preparation for the cadastral office) at the bottom.</p> <p style="text-align: right;">主な効果</p> <p>当該地域は地籍調査が原則不要となり財政負担の減少へ！</p>		
施策目標	地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、地籍整備推進調査費補助金を活用して地籍調査の推進を図る。		
工程表 (各年度の取り組み)	<p>H24 平成24年度は30団体において地籍整備推進調査費を活用。</p> <p>H25 平成25年度は35団体において地籍整備推進調査費を活用。</p> <p>H26</p> <p>H27</p> <p>H28 地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、地籍整備推進調査費補助金を活用して地籍調査の推進を図る</p>		
施策の効果	国土調査法に基づく大臣指定（第19条第5項）に要する費用負担等を軽減することにより積極的な指定申請を促し、地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、地籍調査の推進を図る。		
施策の成果の公表	無		
担当府省	国土交通省	所属・役職 連絡先（TEL）	土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長 03-5253-8111（内線：30513）

## 施策名

## 地籍調査の推進

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

地籍調査は、市町村等が実施主体となって、個々の土地の境界や面積等を調査し、その結果を地籍図と地籍簿に取りまとめるものである。



## 施策名

## 山村境界基本調査の実施

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

高齢化や村離れ、森林の荒廃が進行し、将来の地籍調査の実施（土地境界の確認等）が困難になるおそれがある山村地域を対象に、境界情報を保全する調査を実施する。

## ●土地の境界に詳しい者の踏査による山林の境界情報の保全

施策概要  
(背景・目的)

## ●境界情報の管理や測量を容易にする基準点の設置



## 施策目標

土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。

H24

平成24年度は全国で約103km<sup>2</sup>の山村境界基本調査を実施。

H25

平成25年度は全国で約61km<sup>2</sup>の山村境界基本調査を実施。

H26

平成22年度から平成31年度の十箇年で、地籍調査の基礎とするために行う基本調査として、山村境界基本調査を3,250km<sup>2</sup>（内数）の地域で実施する

H27

H28

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

この調査によって保全される境界情報を活用することにより、後続の地籍調査事業を円滑に実施することができる。

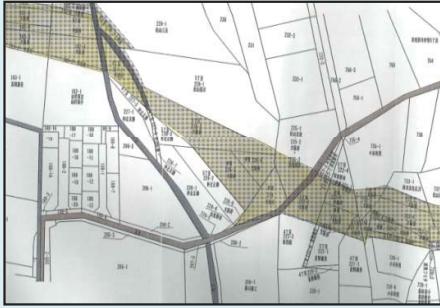
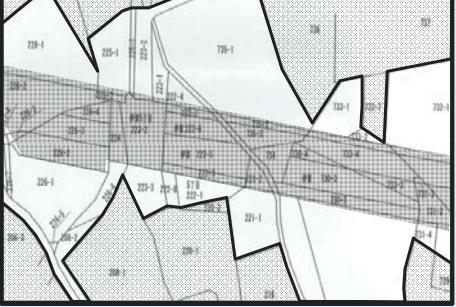
## 施策の成果の公表

山村境界基本調査の成果の写しは、都道府県によって一般の閲覧に供される。

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長  
03-5253-8111（内線：30513）

施策名	地籍調査以外の測量成果の活用方策検討調査の実施		
基本計画 該当箇所	1. (1) ①	各種計画 との連携	
<p>国土調査法に基づく大臣指定制度（第19条第5項）を活用し、地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるための効果的な方策等を検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>不動産登記法第14条第4項の図面が備え付けられている地域において、道路整備のための用地取得を行った場合の例</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>測量成果が国土調査法第19条第5項指定がされなかった場合のイメージ</b></p>  <p>用地取得に伴って分筆線を追記しても、図面が不正確であるため、<u>本来直線の道路が曲がって表示される。</u></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>測量成果が国土調査法第19条第5項指定がされた場合のイメージ</b></p>  <p>用地実測図（買収用地と分筆取後の残地も含めて測量した正確な地図）が登記所に備え付けられる。 ⇒境界紛争の未然防止に貢献</p> </div> </div> </div>			
施策目標	<p>より多くの分野で作成される地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるため、法務省と連携しつつ、課題を整理し、その対応策を検討する。</p>		
工程表 (各年度の取り組み)	<p>H24 地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるため、法務省と連携しつつ、個別分野の測量成果を対象に課題の整理やその対応策を検討する。</p> <p>H25 地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるためのマニュアルを作成し、関係機関に周知した。</p> <p>平成25年度で終了。</p>		
施策の効果	<p>正確な地図を登記所に備え付けることにより、①土地取引の際の土地境界をめぐるトラブルの未然防止、②地籍調査に必要な経費の縮減、③公共施設の適切な管理等が可能となる。</p>		
施策の成果の公表	無		
担当府省	国土交通省	所属・役職 連絡先（TEL）	土地・建設産業局 地籍整備課 企画係長 03-5253-8111（内線：30513）

## 施策名

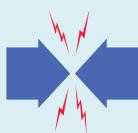
## 筆界特定の推進

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携**筆界特定制度の推進****従来の土地境界紛争解決の手段**

- 境界確定訴訟による解決



## 【問題点】

- ・時間的・経済的コスト
- ・当事者による資料収集が困難
- ・登記手続と連携していない

- 登記所備付地図作成作業の円滑な実施が必要



## 【問題点】

- ・筆界未定地の発生

施策概要  
(背景・目的)**筆界特定制度**

- 土地の所有権登記名義人等の申請により、申請人及び隣接土地の所有者等に必要な手続保障を与えた上で、外部の専門家である筆界調査委員の意見を踏まえ、筆界特定登記官が筆界について公的な認定判断を示す。
- 裁判によらず、筆界についての適正な判断を迅速に示すことにより、筆界をめぐる紛争を予防し、又は早期に解決する。

当事者の申請

筆界調査委員による調査

申請人等の意見陳述など

筆界特定登記官による筆界特定

登記記録及び地図に反映

## 【効果】

- ・時間的・経済的コストの縮減
- ・当事者の負担軽減
- ・登記手続との連携
- ・不動産取引の活性化



## 施策目標

不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。）を活用して、地籍の明確化を推進していく。

H24

筆界特定を通じて地籍の明確化を実施

H25

引き続き、筆界特定を通じて地籍の明確化を継続して実施する

H26

H27

H28

～

## 施策の効果

筆界特定手続により、筆界の明確化が図られることを通じて、地籍の明確化を図る。

## 施策の成果の公表

無

## 担当府省

法務省

所属・役職  
連絡先（TEL）民事局 民事第二課 不動産登記第二係長  
03-3580-4111（内線：2438）

## 施策名 登記所備付地図作成作業

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

## 登記所備付地図作成

## 現 状

- 精度の高い地図(登記所備付地図)の整備が特に都市部で大幅に遅滞
- 【問題点】**
- 不動産の流動化を阻害
  - 公共事業の円滑な実施を阻害
  - 適正な課税が困難
  - 境界紛争を惹起
  - 転売や担保権設定が困難

## 全国の状況

登記所備付地図は約55%(残りは公図等)

## 都市部の登記所備付地図

東京	約19%
大阪	約12%
名古屋	約21%

施策概要  
(背景・  
目的)

## 政 府 方 針 等

- 平成15年6月 内閣の都市再生本部の方針  
「国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。」
- 平成16年6月 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」  
～平成20年6月「経済財政改革の基本方針2008」「都市部における地籍整備を推進する。」
- 平成21年6月「経済財政改革の基本方針2009」「地籍整備を推進する。」
- 平成22年5月「国土調査事業十箇年計画」「優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進する」
- 平成24年3月「地理空間情報活用推進基本計画」「登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作成作業を一層推進する。」
- 平成24年8月「都市再生基本方針」「都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。」
- 平成25年6月「経済財政運営と改革の基本方針」「都市部における地籍整備を推進する。」

## 登記所備付地図作成作業の実施

## 1年目作業

- 【概要】**
- 都市部(DID(Densely Inhabited District:人口集中地区))の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
  - 測量の基礎となる基準点を設置する。
  - 上記の都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施

## 2年目作業

- 【概要】**
- 1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元できる地図を作成し、登記所に備え付ける。



施策目標

登記所備付地図作成改・新8か年計画に基づき、都市部の地図混乱地域について登記所備付地図を作成する。

H24

全国の都市部の地図混乱地域のうち、17km<sup>2</sup>について、登記所備付地図を作成。

H25

全国の都市部の地図混乱地域のうち、17km<sup>2</sup>について、登記所備付地図を作成。

H26

全国の都市部の地図混乱地域のうち、17km<sup>2</sup>について、登記所備付地図を作成する。

H27

平成27年度から平成28年度までに、全国の都市部の地図混乱地域のうち、37km<sup>2</sup>について、登記所備付地図を作成する。

H28

施策の  
効果

登記所備付地図を整備することにより、不動産取引の安全と円滑に資する。

施策の成果  
の公表

無

担当府省

法務省

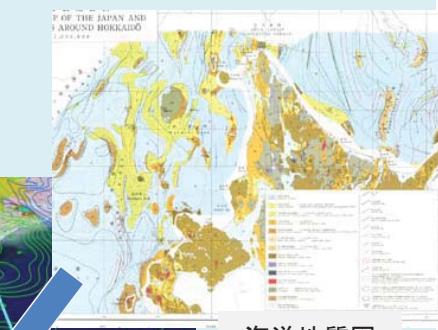
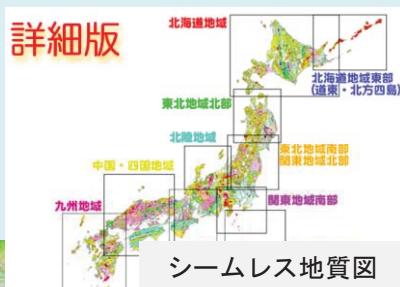
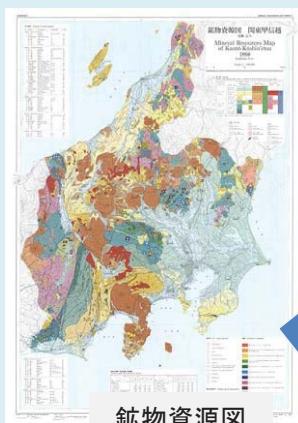
所属・役職  
連絡先 (TEL)民事局 民事第二課 不動産登記第二係長  
03-3580-4111 (内線: 2438)

## 施策名

## 地質情報の整備

基本計画  
該当箇所1. (1) ①、3. (1)、4. (6)  
5. (2) ①各種計画  
との連携IT戦略、海洋基本計画、復興基本方針、科学  
技術基本計画

防災（地震、火山、津波）や国土の有効利用（資源、地下利用）、環境保全（土壤、地下水）に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。

施策概要  
(背景・目的)**GIS統合データポータル**

## 施策目標

各種地質図ならびに既存の複数の地質関連データベースについて電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。

H24

人口密集地やインフラ整備地域などの重要地域をモデルに、データ仕様の検討を行い、統合データポータルを試作した。

H25

配信する地質情報の整理・数値化を進め、ユーザーからの意見を反映させて改良を進めた「地質図Navi」公開により利便性を高めた。各種地質関連DBをクラウドサーバに統合・整理し、配信・公表した。

H26

地質情報の発信体系を整理し、より利用しやすいウェブ配信環境を実現する。社会における地質情報二次利用促進に向け、既存地質図幅はじめ地球科学図の数値化を進める。

H27

利活用に対する調査

全国的総合データポータルサイトの試行

H28

情報の整備・更新

データベースの改良

## 施策の効果

わかりやすく使いやすい形で地質情報を整備することにより、利活用が促進され、防災や国土の利用・保全に貢献できる。

## 施策の成果の公表

有

## 担当府省

経済産業省

所属・役職  
連絡先 (TEL)産業技術総合研究所 地質分野研究企画室 企画主幹  
029-862-6034

## 施策名

## 地盤情報の提供

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、3. (1)

各種計画  
との連携

国土交通省は、道路・河川事業等の地質・土質調査成果であるボーリング柱状図や土質試験結果（地盤情報）を広く一般に提供することにより、国や自治体間における社会資本整備の効率化のほか、環境保全や災害対策等に役立つことを目指し、平成20年3月末から全国の開発局と地方整備局の約10万9千本の地盤情報を国土地盤情報検索サイトより提供中。引き続きデータを整備し、提供情報を拡充する予定。

The screenshot shows the homepage of the KuniJiban website. At the top, there's a navigation bar with links for HOME, このサイトについて, 利用規約, 地盤情報の検索, リンク集, お問い合わせ, and サイトマップ. Below the navigation is a section titled 'TOPICS' containing a list of news items with dates from 2011 to 2010. To the right of the news is a map of Japan divided into regional offices: 北海道開発局, 東北地方整備局, 北陸地方整備局, 中四国地方整備局, 関東地方整備局, 中部地方整備局, 近畿地方整備局, 四国地方整備局, 九州地方整備局, 内閣府沖縄総合事務局, and 沖縄空港開発局. A table at the bottom lists the number of borehole data entries for each region as of March 28, 2011.

ボーリング柱状図数(2011年3月28日現在)	約
北海道開発局	約 18,000
東北地方整備局	約 500
北陸地方整備局	約 7,500
関東地方整備局	約 13,000
中部地方整備局	約 3,500
近畿地方整備局	約 9,300
中国地方整備局	約 11,500
四国地方整備局	約 12,000
九州地方整備局	約 4,000
内閣府沖縄総合事務局	約 14,500
沖縄空港開発局	約 200

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

地盤情報の整備と提供システムを構築し、改良を施しながら実運用を目指す。

工程表  
(各年度の取り組み)H24  
～  
H28

国土交通省の約14万件の電子化された地盤情報の集約、過去の地盤調査資料の電子化・数値化

継続的かつ効果的に信頼性の高い地盤情報を提供  
(原本性の確保、品質の確認 等)

## 施策の効果

地盤情報を広く国民に提供することにより、社会資本施設の改修や新築、災害の原因究明、ハザードマップの作成など様々な用途での利用が期待される。

## 施策の成果の公表

国土地盤情報検索サイト (KuniJiban) <http://www.kunijiban.pwri.go.jp/>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)大臣官房 技術調査課 宇宙利用係員  
03-5253-8111 (内線: 22384)

## 施策名

土地分類基本調査（土地履歴調査）

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

国土調査事業十箇年計画

土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴とともにわかりやすく提供する。

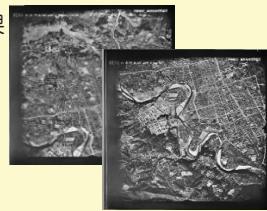
**① 土地状況変遷情報**

土地の変遷がわかるよう過去の土地利用や人工改変地の分布、改変前の自然地形の情報を整備

明治期の地形図（5万分の1）



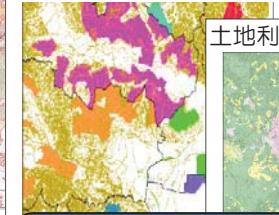
米軍空中写真（昭和20年代）

施策概要  
(背景・目的)

土地分類基本調査成果



人工地形分類図（改変地）



土地利用分類図（利用変遷）

**土地状況変遷情報を整備**  
1/50,000～1/25,000レベル品質で実施

- 人工地形分類図（改変地）
- 自然地形分類図（元地形）
- 土地利用分類図（時代I）
- 土地利用分類図（時代II）

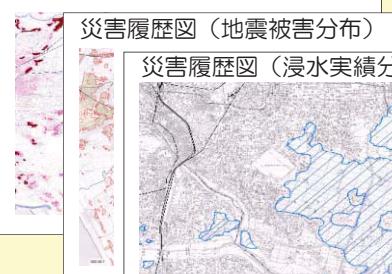
**② 災害履歴情報**

自然災害による被害情報を、災害履歴図や年表・文献等の情報で整備

**既存の災害履歴情報**

- 浸水実績図（水害統計等）
- 気象庁資料
- 災害報告
- 自治体の災害履歴情報
- 災害誌、学術文献
- 郷土資料等

災害履歴図（土砂災害分布）



災害履歴図（地震被害分布）



災害履歴情報整備 1/50,000～1/25,000レベル品質で実施

◆災害年表、災害リファレンス情報（文献等）

## 施策目標

平成31年度までに、人口集中地区及びその周辺部において18,000Km<sup>2</sup>を整備する。

H24

静岡・三重・奈良・大阪において約3,700Km<sup>2</sup>の整備

H25

近畿地区（京都、滋賀、和歌山、兵庫）において約1,760Km<sup>2</sup>の整備

H26

中国地区（岡山、広島）、四国地区（高松、松山、高知）において整備

H27

国土調査事業十箇年計画に基づき実施

H28

同上

工程表  
(各年度の取り組み)

施策の効果

土地履歴に関する情報の提供によって、安全・安心な生活環境の実現、被害発生の抑制・軽減が図られる。

施策の成果の公表

<http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）国土政策局 国土情報課 専門調査官  
03-5253-8111（内線：29853）

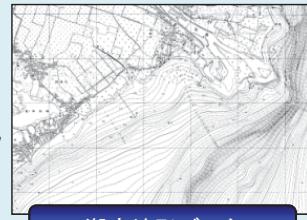
## 施策名 湖沼湿原データの整備・更新

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

各種計画  
との連携

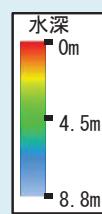
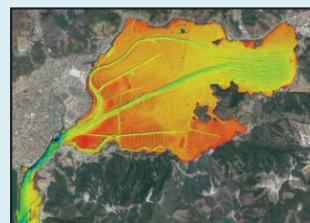
湖沼は、水資源、観光資源及び漁場として利用され、人為的影響を受けやすく、環境保全など持続的利用を配慮した科学的知見に基づく計画策定が求められ、客観的かつ詳細な地形情報を必要とする場所である。また、湖沼は、浚渫による掘削や周辺河川からの土砂堆積など湖底地形が変化するため、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画にあたって、現状に即した湖底地形データが必要である。



## 湖沼湿原データの整備・更新

施策概要  
(背景・目的)

## 国・地方公共団体等の環境対策、治水・利水に活用



## 水資源管理、水質保全などの環境保全に貢献

施策目標

当面、湖底地形データの更新を重点的に進める。

H24

万石浦、富士五湖（西湖）で湖沼調査を実施し、湖底地形データ等の整備・更新を行った。

H25

網走湖の一部で湖沼調査を実施し、湖底地形データ等の整備・更新を行った。

H26

網走湖他で湖沼調査を実施し、湖底地形データ等の整備・更新を行う。

H27

測量成果の整備・提供を進めるとともに、調査結果を電子国土基本図に反映させる

H28

施策の効果

地方公共団体等が湖底地形データなどの湖沼湿原データを漁場や航路の把握、浚渫計画などの管理・保全、開発計画などに利用することにより、水資源管理、水質保全などの環境保全に貢献する。

施策の成果の公表

<http://www1.gsi.go.jp/geowww/lake/index.html>

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）国土地理院 応用地理部 環境地理課 湖沼湿原調査係長  
029-864-1111（内線：6255）

## 施策名 生物多様性情報の整備・提供

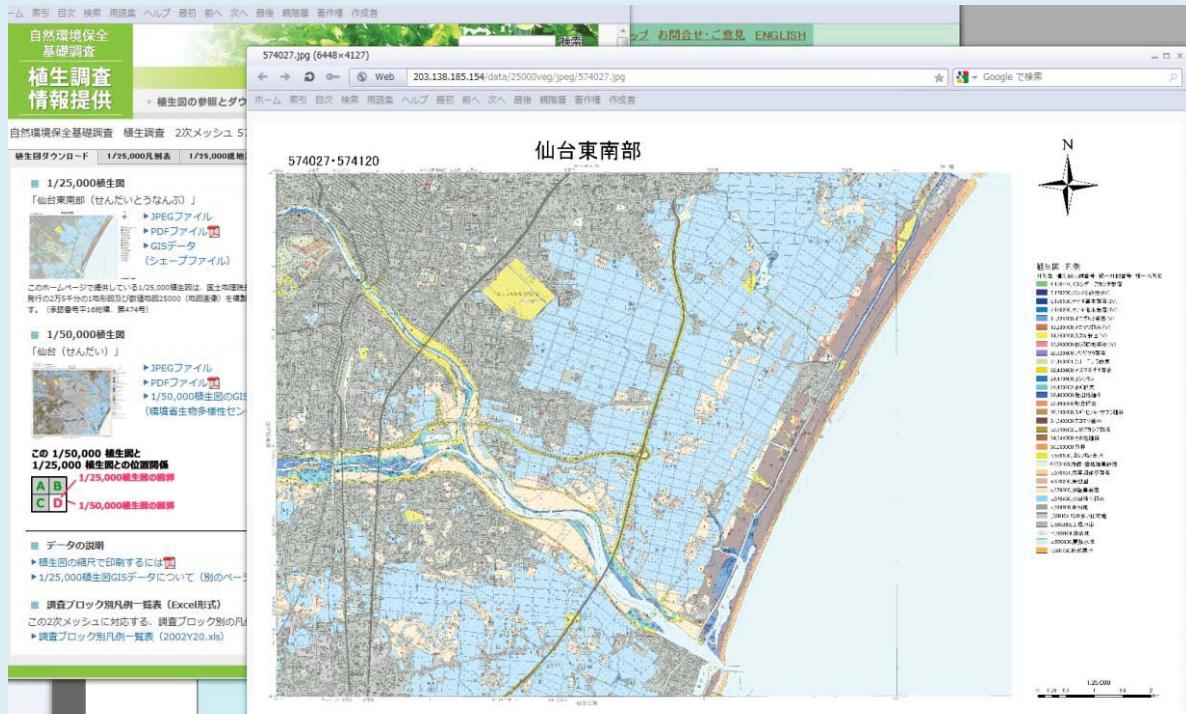
基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、3. (1)、3. (4)

各種計画  
との連携

生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。2万5千分の1植生図及び沿岸域変化状況データの整備、提供、GIS化の推進を図る。

施策概要  
(背景・目的)

2万5千分の1植生図については、平成27年3月までに国土の約7割を整備・提供する。  
沿岸域変化状況データについては、平成27年3月までに国土の約8割を整備・提供する。

H24

2万5千分の1植生図に関して、国土の64%を整備し、GIS化の上Webサイト等で提供した。  
沿岸域変化状況データに関して、国土の66%を整備・提供した。

H25

2万5千分の1植生図に関して、国土の68%を整備し、GIS化の上Webサイト等で提供する。  
沿岸域変化状況データに関して、国土の71%を整備・提供した。

H26

2万5千分の1植生図に関して、国土の71%を整備し、GIS化の上Webサイト等で提供する。  
沿岸域変化状況データに関して、国土の81%を整備・提供する。

H27

2万5千分の1植生図に関して、国土の75%を整備し、GIS化の上Webサイト等で提供する。  
沿岸域変化状況データに関して、国土の91%を整備・提供する。

H28

2万5千分の1植生図に関して、国土の78%を整備し、GIS化の上Webサイト等で提供する。  
沿岸域変化状況データに関して、全国土の整備を完了する。

施策の  
効果

本施策により生物多様性情報がわかりやすくかつ効果的に国民に提供され、国民による生物多様性に関する調査研究及び保全活動に寄与する。

施策の成果  
の公表

<http://www.vegetation.biodic.go.jp/>

## 担当府省

環境省

所属・役職  
連絡先（TEL）自然環境局 生物多様性センター 調査科長  
0555-72-6033

## 施策名

## 国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①、5. (1)

各種計画  
との連携

国土形成計画

国土数値情報は、国土利用計画、国土形成計画などの国土計画の策定や推進の支援のために、国土に関する様々な情報を整備、数値化したデータである。

国土数値情報は、地形、土地利用、公共施設、道路、鉄道等国土に関する地理的情報が数値化されている。メッシュ化したデータも多く、人口統計などほかの統計情報と合わせて分析することが可能である。特に土地に関する情報は時系列的に整備されており、経年変化などの分析を行うことも可能となっている。

当初は公的機関（政府機関、地方公共団体、大学など）に無料で貸出を行っていたが、さらに広く一般に提供するため、平成13年4月よりインターネットによる無償提供（ダウンロードサービス）を開始し、平成24年3月よりGML形式、SHAPEファイル形式でのデータ提供も開始した。引き続き、土地利用、地価公示、行政界等のデータを継続的に整備・更新して、提供しているところである。

施策概要  
(背景・目的)

毎年度、国土数値情報の整備・更新を行い、GISで利用可能なデータとしてインターネットで公開する。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24

国土数値情報の整備・更新

H25

国土数値情報の整備・更新

H26

国土数値情報の整備・更新

H27

国土数値情報の整備・更新

H28

国土数値情報の整備・更新

## 施策の効果

本施策により、国土形成計画及び国土政策における各種施策実行の効率化が図られる。  
地方自治体、研究者、民間等においてGISの利用が促進され、国民生活の向上が図られる。

## 施策の成果の公表

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)国土政策局 国土情報課 国土情報係長  
03-5253-8111 (内線: 29814)

## 施策名

## 国有林における数値地図情報の更新

基本計画  
該当箇所

1. (1) ①

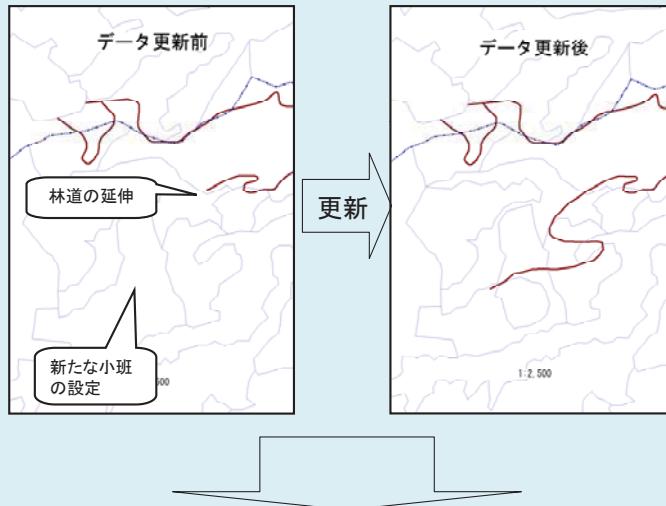
各種計画  
との連携

国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要となる森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。

## 国有林における数値地図情報の更新

森林の状況等の変化に応じて地図情報を修正  
(森林計画の樹立に併せ、5年に1回修正を行う。)

- (例)  
 - 植栽による新たな小班(森林の区画)の設定  
 - 林道の延伸



- ・森林吸収量報告に必要となる森林の位置情報の品質向上  
 ・GISへの格納により、効率的な業務の実施

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で国有林の地図情報を更新する。

H24

留萌森林計画区など全国30森林計画区等の地図情報を更新した。

H25

石狩空知森林計画区など全国32森林計画区等の地図情報を更新する。

H26

上川南部森林計画区など全国32森林計画区等の地図情報を更新する。

H27

日高森林計画区など全国30森林計画区等の地図情報を更新する。

H28

宗谷森林計画区など全国31森林計画区等の地図情報を更新する。

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

更新された地図情報を活用することにより、国有林野の管理経営を効率的に行う。

## 施策の成果の公表

無

## 担当府省

農林水産省

所属・役職  
連絡先（TEL）林野庁 経営企画課 地域森林計画係長  
03-3502-8111 (内線: 6282)

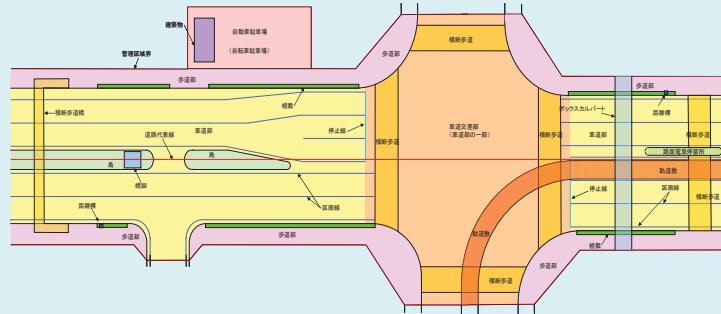
## 施策名 道路関係図面の電子化

基本計画  
該当箇所

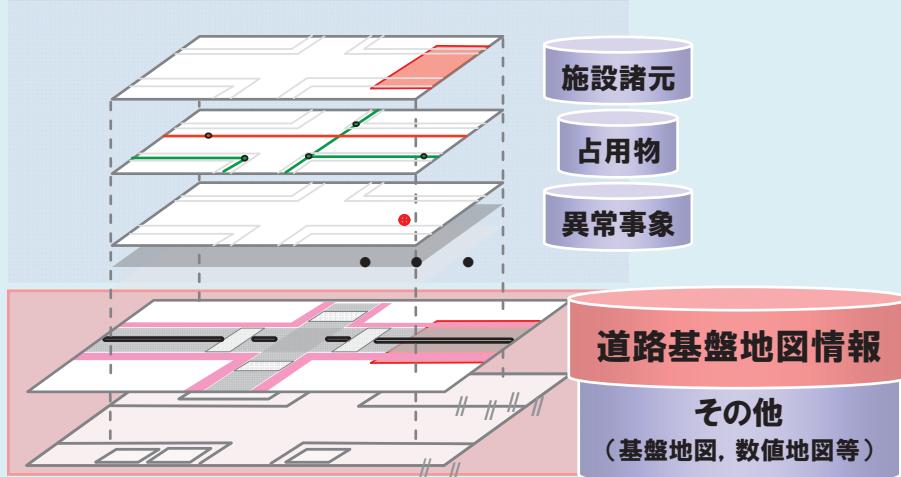
1. (1) ①

各種計画  
との連携

道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を進めるため、作成・電子納品方法の普及活動を行うとともに、効率的にデータの集約・管理を行うためのシステムを利用して、道路関係図面の電子化を進める。



道路工事完成図等地図情報イメージ



道路管理情報の統合管理による情報の共有化

## 施策目標

道路関係図面のデータ整備・蓄積を進める。

H24

H25

H26

H27

H28

直轄国道等を中心に、順次道路関係図面の電子化を進める。

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

蓄積したデータの共通利用による地図整備・更新費用の削減や、道路管理情報の統合管理による情報の共有化を進めることができ、道路管理者の様々な業務の効率化が図られる。

## 施策の成果の公表

無

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）道路局 国道・防災課 道路防災対策室 課長補佐  
03-5253-8489（内線：37884）

## 施策名 基盤地図情報の更新

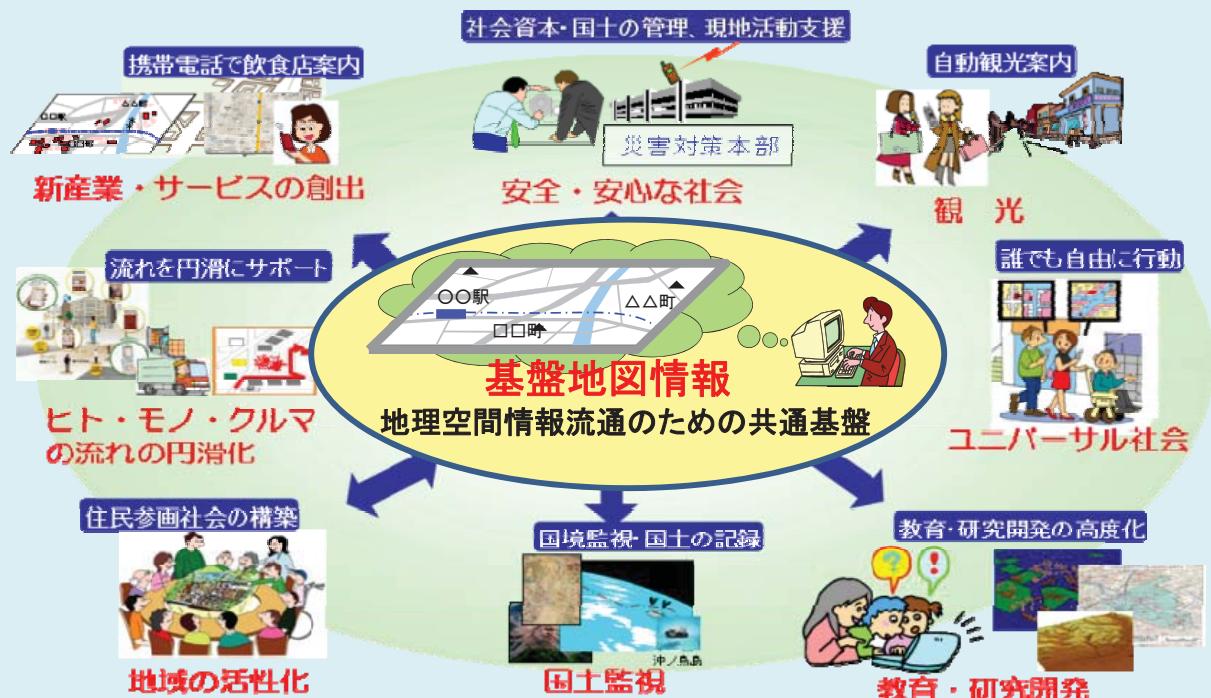
基本計画  
該当箇所

1. (1) ②

各種計画  
との連携

IT戦略

道路・建物・鉄道・行政界等の基本的かつ詳細な地理空間情報である基盤地図情報は、電子地図における位置を定める基準として、地理空間情報活用推進基本法に基づき平成19年度より初期整備を開始、平成23年度に全国を概成し、平成24年度から更新フェーズに移行している。基盤地図情報を適切に更新することで国土の管理・保全、防災の推進はもとより、行政事務の効率化などにより、国民生活の総合的な向上の促進、国民経済の健全な発展に寄与する。

施策概要  
(背景・目的)

施策目標

基盤地図情報を継続的に更新する。

工程表  
(各年度の取り組み)H24  
H25  
H26  
H27

地方公共団体が整備する都市計画基図をもとに面的更新を行うとともに、公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、国土管理上重要な公共施設について、工事図面のCADデータ等を活用し新規供用に合わせて更新を行う。

施策の効果

地図情報の共有や重複整備の回避、各種施策等への活用などによる行政の効率化が図れるとともに、異なる地理空間情報の相互の位置の整合性が確保される。また、新産業・サービスの発展・創出にも繋がる。

施策の成果の公表

<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）国土地理院 基本図情報部 國土基本情報課 課長補佐  
029-864-1111（内線：5232）

## 施策名

基盤地図情報のより質の高い整備・提供に向けた検討

基本計画  
該当箇所

1. (1) ②

各種計画  
との連携

新たな情報通信技術戦略

電子地図における位置の基準として、地理空間情報活用推進基本法の規定により整備される基盤地図情報は、平成23年度末に当面の整備目標を達成し、社会において広く活用されている。一方、整備提供の開始から5年が経過し、基盤地図情報を巡る環境とその活用状況については整備当初と比べて大きく変化するとともに、各方面から様々な改善の提案が数多く寄せられている。

このため、国土地理院が提供する基盤地図情報について、ユーザーニーズや利用実態等を踏まえて、整備項目や整備方針の見直しに向けた検討を行い、今後のより質の高い整備・提供に向けて実施すべき具体的な方策を示す。



電子地図における位置の基準として、地理空間情報活用推進基本法の規定により、平成19年度から整備

施策概要  
(背景・目的)

ユーザーニーズや利用実態の把握

整備項目や整備方法の見直しのための検討

より質の高い整備・提供  
に向けた具体的な方策

社会のニーズに応じた基盤地図情報のより質の高い整備・提供による地理空間情報全体の活用促進

## 施策目標

基盤地図情報のより質の高い整備・提供に向けて実施すべき具体的な方策を示す

H24

国土地理院が提供する基盤地図情報について、ユーザーニーズや利用実態等を踏まえて、整備項目や整備方針の見直しに向けた検討を実施した。

H25

H26

国土地理院が提供する基盤地図情報について、ユーザーニーズや利用実態等を踏まえて、整備項目や整備方針の見直しに向けた検討を実施する。

H27

H28

工程表  
(各年度の取り組み)

施策の効果

社会のニーズに応じた基盤地図情報のより質の高い整備・提供が行われることにより、地理空間情報全体の活用促進が図られる。

施策の成果の公表

<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）国土地理院 企画部 地理空間情報企画室 情報政策係長  
029-864-5959

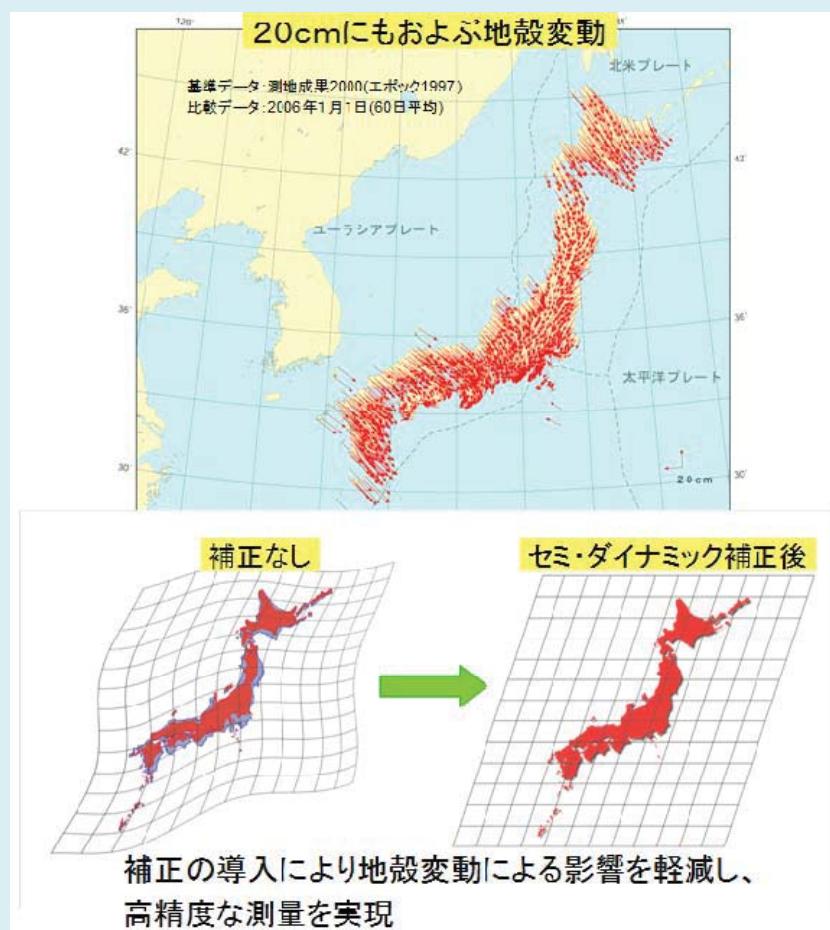
## 施策名 セミ・ダイナミック補正の推進

基本計画  
該当箇所

1. (1) ②

各種計画  
との連携

基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正（基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法）を推進する。

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

セミ・ダイナミック補正に必要となる地殻変動補正パラメータを作成し毎年公開する。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24 2012年度地殻変動パラメータSemiDyna2012.parを公開

H25 2013年度地殻変動パラメータSemiDyna2013.parを公開

H26 2014年度地殻変動パラメータSemiDyna2014.parを公開

H27 以下、同様

## 施策の効果

セミ・ダイナミック補正を推進することにより、地殻変動による影響を軽減した測量成果が得られる。その結果、一般ユーザに対し高精度な基準点の位置情報を提供することが可能となる。

## 施策の成果の公表

<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/semidyna/download/about.htm>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐  
029-864-4816

## 施策名 インテリジェント基準点等の整備の推進

基本計画  
該当箇所

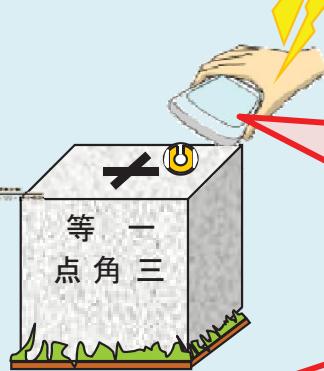
1. (1) ②

各種計画  
との連携

基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点等の位置情報点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、地理空間情報の活用の高度化に努める。



場所情報コード管理システム

施策概要  
(背景・目的)

基準点に設置したICタグに場所情報コードを発行し、コードに結びつく基準点情報等を表示するとともに、基準点管理等に必要なアプリ・コンテンツを起動



維持管理の効率化・基準点の活用

## 施策目標

平成30年度末までにICタグと場所情報コードを用いたインテリジェント基準点等の位置情報点を整備・推進するためアプリケーションやコンテンツを開発する。

H24

高度地域基準点3点をインテリジェント化を実施

H25

スマートフォンで読み取り可能なICタグ試作品の開発を実施  
ICタグの書き込みフォーマットについての検討を実施

H26

試作したICタグ等の屋外での動作及び耐久試験を実施  
新規書き込みフォーマットの導入試験を実施

H27

ICタグと場所情報コードを活用し、基準点を始めとした公物管理の効率化を推進

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

基準点の維持管理の効率化や様々な分野での位置情報の利活用が期待できるとともに、誰もが必要な精度で位置を知ることのできる社会の実現に貢献できる。

## 施策の成果の公表

<http://www.spat.nliim.go.jp/home/>

## 担当府省

国土交通省

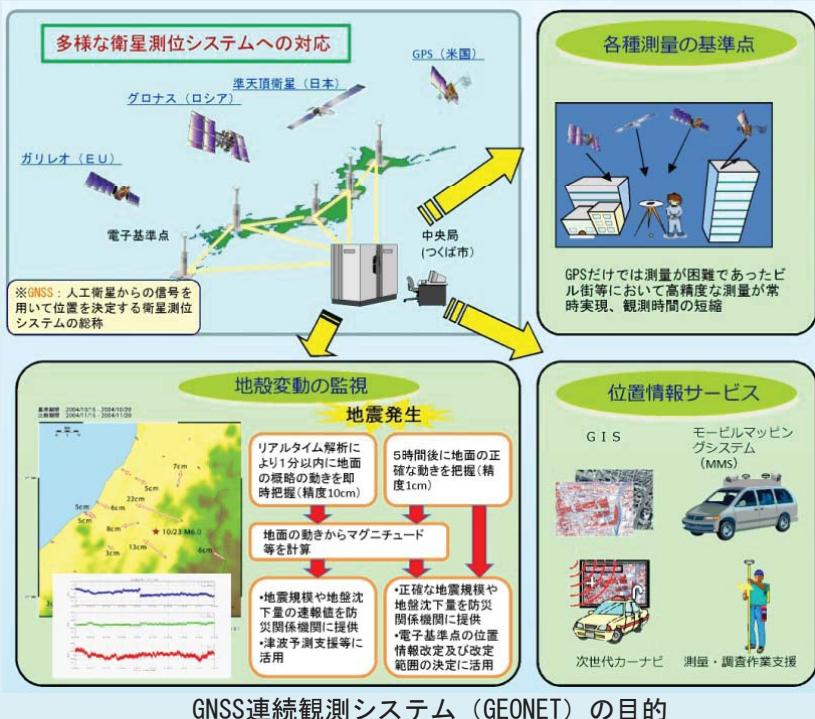
所属・役職  
連絡先（TEL）国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐  
029-864-4816

## 施策名 G NSS連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握

基本計画  
該当箇所  
1. (1) ②、2. (3)、  
5. (2) ①、②各種計画  
との連携IT戦略、宇宙基本計画、海洋基本計画、  
復興基本方針、科学技術基本計画

様々な地理空間情報を下支えする位置の基準として、電子基準点の位置情報は不可欠なものとなっており、利用者が必要とする位置情報を確実に提供することが求められている。また東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の自然災害に備えて地殻変動の即時把握など国土の監視技術の高度化が喫緊の課題となっている。

このため全国の電子基準点において、従来のGPSに加えて準天頂衛星やグロナスなど新たな衛星測位システム（GNSS）の連続観測を行い、これらの観測データを提供して公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また観測データをリアルタイムで解析するシステムを構築して全国の地殻変動の即時把握を行い、津波の高さの予測への貢献や、地震による沿岸域の地盤沈下情報等の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業が実施する国際観測に参加し、国内観測データの解析に必要な衛星の精密軌道情報の作成に寄与する。

施策概要  
(背景・目的)

## 施策目標

GNSS連続観測システムを構築し、的確な運用を図る。

H24

中央局データ収集・配信系整備（1年次）

H25

中央局データ収集・配信系整備（2年次）全点データ提供開始、中央局データ解析系整備（1年次）

H26

中央局データ解析系整備（2年次）

H27

中央局データ解析系整備（3年次）

H28

中央局データ解析系整備（4年次）、解析系運用開始

工程表  
(各年度の取り組み)

## 施策の効果

本施策により測量の効率化が図られるとともに、地殻変動情報が防災・減災に役立てられ、誰もが安全で安心な社会の実現に貢献できる。

## 施策の成果の公表

<http://www.gsi.go.jp/>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先（TEL）国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 課長補佐  
029-864-1111（内線：8633）

## 施策名 離島の位置情報基盤整備

基本計画  
該当箇所

1. (1) ②

各種計画  
との連携

海洋基本計画

海洋基本法に基づく「離島の保全等」に資するため、EEZの範囲を決定する離島について、三角点の新設や既設三角点の改測を行い、離島に関する基本的情報である位置情報基盤を整備する。

## 排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の三角点整備状況

施策概要  
(背景・目的)

## 三角点整備

肥前鳥島(H18年度)

久六島(H19年度)

鮫島(H20年度)

硫黄鳥島(H21年度)

中御神島(H21年度)

鳥島(H22年度)

白瀬(H23年度)

北硫黄島(H24年度)

ベヨネース列岩(H25年度)

南硫黄島(H26年度)



施策目標

遠隔の離島における位置情報基盤を整備する。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24

北硫黄島において三角点を整備

H25

ベヨネース列岩において三角点を整備

H26

南硫黄島において三角点を整備

H27

引き続き、離島において三角点を整備

施策の効果

三角点は、測量法に基づき国が設置する標識で、国の行政権がその土地におよび、国がその島において経済活動を行う意志が有ることを表示する一手段となる。また、本土と離島の位置関係が高精度かつ体系的に明らかとなり、港湾の整備や護岸工事及び海洋管理に貢献することとなる。

施策の成果の公表

<http://sokuservice1.gsi.go.jp/>

担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐  
029-864-1111 (内線: 4232)

## 施策名

## 地理識別子（住所等）のコード化と付与

基本計画  
該当箇所

1. (2) ①

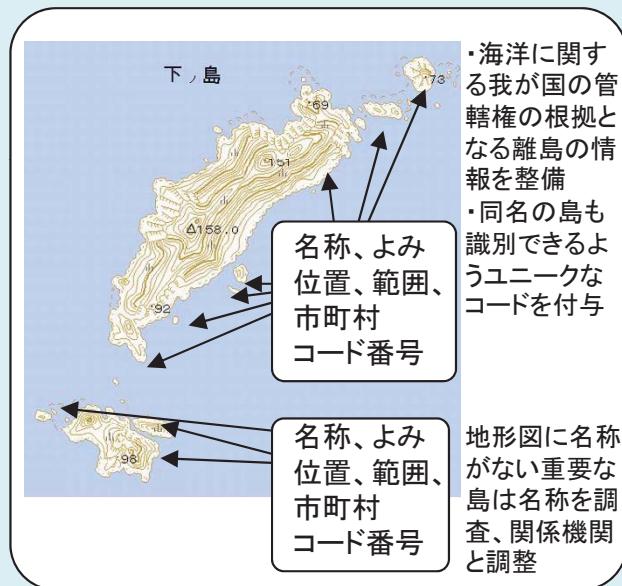
各種計画  
との連携

海洋基本計画

地理情報システムが広く利用される時代になり、様々な主体が作成した多様な地理空間情報が流通している。各々の地理空間情報が表現する地物の識別を円滑に行うため、地理識別子に関する仕組みの整備が重要になっている。

本施策は地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子について、そのコード化と付与を実施し、地理空間情報の活用推進を図る。

## 島等の名称



## 住所及び信号交差点



## 施策目標

住所、信号交差点、島等のコード付与を実施し、継続的に維持管理する。

工程表  
(各年度の取り組み)

H24 住所、信号交差点について仕様案に基づくコードを付与した。また、適切な国土管理のための島等のコードについて仕様を検討し、仕様案を作成した。

H25

島等について仕様案に基づくコードを付与する。また、住所、信号交差点についてコードの維持管理を行う。

H26

住所、信号交差点、島等についてコードの維持管理を行う。

H27

## 施策の効果

地理空間情報の活用の場を拡大し、更に高度に活用することが可能になる。

## 施策の成果の公表

<http://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/chimeijoho.html>

## 担当府省

国土交通省

所属・役職  
連絡先 (TEL)国土地理院 基本図情報部 地名情報課 課長補佐  
029-864-1111 (内線: 5432)